在余受給者車用積余

「なないろ積金」

令和6年9月現在

	ラ和り年9月現住
1. 商品名(愛 称)	・定期積金(「なないろ積金」)
2. 販売対象	・当庫で公的年金受給の方、または公的年金受給手続きをされた方
3. 期間	・3年・4年・5年
	乙種(定額掛込式)
4. 預入(受入)	
(1)預入(受入)方法	・原則、年金受給口座より自動口座振替とします。
(2)預入金額	• 1 0,000 円以上 50,000 円以内
(3)預入単位	1,000 円単位
5. 払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息	
(1)適用金利	• 固定金利
	• 預入時 <mark>店頭金利+0.05%</mark> (年利回り)を満期日まで適用します。
(2) 利払方法(頻度)	給付補填金は満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・給付補填金は付利単位を 100 円として、契約期間における掛金残高積数に年
	利回りを乗じて計算します。
7 146	
7. 税金	・個人の給付補填金に 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかか
O T*NN	ります。
8. 手数料	
9. 付加できる特約	• 「総合口座」の担保とすることはできません。
事項	「間日日圧」の見上外ですることになっている。
10. 中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの取扱い期間に
取扱い	ついて解約日の普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
	- ・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、ホームページまたは窓口へご照会くだ
方法	・ 並称は旧頭偏れ同じの並和数がパー、パームペーンなどは恋目べと照会へだし さい。
12. 苦情処理措置・	・ 苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コン
12. 古情処理指置・ 紛争解決措置	・古情処理拍直・本向品の古情寺は、ヨ本庫呂集日に、呂集店はたは極勝部コノ プライアンス課(9 時~17 時、電話:0258-37-5430)にお申し出くだ
初于胜决拍目	うり下り クス線 (3 間 * 1 7 間、電間: 02:03 3 7 04:00/に助する間へだ さい。
	• 紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会
	(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、
	新潟県弁護士会(電話: 025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を
	図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記総務
	部コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時~17 時、電話:03-
	3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-5524
	-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京
	三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。
	るめ、宋泉二井護工云は、宋泉師以外の台地のの各様にもこ利用がただけより。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁
	この場合は、
	停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もありま
	す。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全
	国しんきん相談所にお問い合せください。
13. その他参考となる	- ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。
事項	但し、満期日を繰延べない場合には、表面記載の年利回り(1年を365日と
テベ	した日割計算)の割合による遅延損害金を徴求します。
	・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
	・預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、そ
	・ 損並体験間及の13体が象積並です。(ヨ並権に複数の13性がある場合には、で れらの預金元本を合計して1預金者 1,000 万円までとその利息が保護されま
	11500項並几本を目前して「預並目 1,000 万円まてことの利志が保護される す)
	97

長 岡 信 用 金 庫